

横浜創英大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 横浜創英大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、実際的な専門の学芸を教授研究し、建学の精神の「考えて行動のできる人」の育成により、創造的な知性と豊かな人間性を涵養し、人々の生活向上と地域社会の振興に貢献する人材の育成を図ることを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等に関して必要な事項は、別に定める。

(情報の公開)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、積極的に情報を公開するものとする。

2 前項の情報の公開の実施方法等に関して必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の組織等に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 組織及び管理運営

(学部・学科)

第5条 本学に看護学部及びこども教育学部を置く。

2 前項の学部には置く学科並びにその入学定員及び収容定員は次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	80名	320名
こども教育学部	幼児教育学科	80名	320名

(学部・学科の教育目的)

第6条 前条に定める学部・学科の教育目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 看護学部看護学科 人の尊厳を守り、豊かな人間性と倫理観を備え、かつ、科学的思考に基づく判断力と創造力のある看護専門職者として、人々の健康課題を探究し主体的な看護実践ができる人材を養成する。
- (2) こども教育学部幼児教育学科 保育・幼児教育施設や地域社会において、保育・幼児教育の専門家として、確かな貢献のできる人材を養成する。

(大学院)

第7条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する学則は、別に定める。

(図書館)

第8条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(附置教育研究組織)

第9条 本学に、学長が教育・研究を推進するために必要と認めた場合、教育研究組織を設けることができる。

- 2 附置教育研究組織に関して必要な事項は、別に定める。

(教職員)

第10条 本学に、次の教職員を置く。

学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員

- 2 前項に規定する者の他、学長の職務を補佐するため、学長補佐を置くことができる。

(学長)

第11条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表して、その業務を総理する。

(運営会議)

第12条 本学に、大学運営に関する事項を審議する組織として、運営会議を置く。

- 2 運営会議の構成員は、理事長、学長、学部長、研究科長、事務局長をもって組織し、議長は学長をもって充てる。ただし、必要があるときは、学長はその他の教職員を加えることができる。
- 3 運営会議は、学長が次の事項について決定するに当たり審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 教育・研究の組織・体制に関する事項
 - (2) 学則その他の重要な規則の制定・改廃に関する事項

- (3) 教育課程の編成方針に関する事項
 - (4) 学生定員の改訂に関する事項
 - (5) 学生の入学、卒業、修了又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する事項
 - (6) 教員人事に関する事項
 - (7) 大学予算案の作成に関する事項
 - (8) 本学の広報に関する基本方針及び基本戦略の策定に関する事項
 - (9) 学生の賞罰に関する事項
 - (10) 教育研究環境の整備に関する事項
 - (11) 学部、大学院及びその他機関の連絡調整に関する事項
 - (12) その他本学の教育研究、地域貢献及び管理運営に関する重要事項
- 4 その他運営会議に関して必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第13条 各学部に教授会を置く。

- 2 教授会の構成員は学部長、教授、准教授、講師及び助教とし、議長は学部長をもって充てる。ただし、必要あるときは、学長はその他の教職員を加えることができる。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業又は課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 その他教授会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第14条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 修業年限、在学年限、学年等

(修業年限及び在学年限)

第15条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。ただし、転入学及び再入学した学生は、入学後の修業年限の2倍に相当する年限を超えることはできない。

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第17条 学年は次の2学期制とする。

前期 4月1日から9月25日まで

後期 9月26日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園の創立記念日 4月16日

(4) 春季休業 3月21日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月10日から9月25日まで

(6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるものの他、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学、休学等

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(入学の資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者

(4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者

(5) 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者

(6) 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者

(7) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者

(8) 指定された専修学校の高等課程を修了した者

(9) 旧制学校等を修了した者

(10) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEAレベル、国際Aレベル、欧州バカロレア資格を保有する者

(1 1) 国際的な評価団体 (WASC、CIS、ACSI、NEASC、Cognia、COBIS) の認定を受けた教育施設 (国際的な評価団体認定外国人学校について) の 1 2 年の課程を修了した者

(1 2) 高等学校卒業程度認定試験 (旧大検) に合格した者

(1 3) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、1 8 歳に達した者

(入学の出願)

第 2 1 条 本学に入学を志願する者 (以下「入学志願者」という。) は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 前項の書類の提出の時期、方法等については、別に定める。

(入学者の選抜)

第 2 2 条 入学志願者については、別に定めるところにより選抜を行い、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第 2 3 条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金及び授業料その他の費用 (以下、授業料その他の費用を「授業料等」という。) を納付しなければならない。

なお、やむを得ない事由のため入学金及び授業料等の納付が困難な者については、願い出により納付期日の延長を許可することがある。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学・転入学)

第 2 4 条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い等については、学長が決定する。

(転学部・学科)

第 2 5 条 本学に在学している学生であって転学部・学科を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に転学部・学科を許可することができる。

2 前項の転学部・学科に関して必要な事項は、別に定める。

3 第 1 項の規定により転学部・学科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い等については、学長が決定する。

(退学)

第 2 6 条 退学しようとする者は、学長に退学願を提出しなければならない。

2 前項の願い出に基づき、学長はこれを許可する。

(休学)

第27条 病気その他やむを得ない理由により修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気その他の理由のため就学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第28条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第29条 休学期間の満了又は休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長に復学願を提出しなければならない。

2 前項の願い出に基づく学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第30条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 休学の期間を超えてなお就学できない者
- (3) 所定の期日までに授業料等を納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程

(授業科目の区分等)

第31条 授業科目は、教養科目、専門科目及び教職科目に区分し、必修科目、選択科目及び自由科目で編成する。

2 授業科目の種類、単位数等は、看護学部看護学科にあつては別表第1-(1)、こども教育学部幼児教育学科にあつては別表第1-(2)のとおりとする。

(1年間の授業期間)

第32条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第33条 各授業科目の授業は、15週(試験期間を除く。)にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合には、15週にわたる期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業の方法及び単位の計算方法)

第34条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第35条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験等に関して必要な事項は、別に定める。

(成績の評価基準)

第36条 試験等による成績の評価は、S(90~100点)、A(80~89点)、B(70~79点)、C(60~69点)、D(59点以下)の5段階とし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

2 成績の評価等に関して必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第37条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。また、学修成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、客観性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準にしたがって適切に行うこととする。

(既修得単位等の取扱い)

第38条 他の大学等(外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。)を卒業又は中途退学し、新たに本学に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

2 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものを卒業又は中途退学し、新たに本学に入学した学生の既学修については、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の

履修とみなし、単位を認定することができる。

3 前二項の単位認定は、合計60単位を超えない範囲で行う。

4 第1項及び第2項の単位認定の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第39条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学等との協議により、学生が当該他の大学等の専門教育科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により当該他の大学等において修得した単位については、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前二項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(他の大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第40条 前二条の規定により、他の大学等において修得した単位について本学において修得したと認めることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第41条 看護学部看護学科の学生が本学を卒業するためには、4年以上在学し、別表第1-

(1)に定めるところにより126単位以上を修得しなければならない。

2 こども教育学部幼児教育学科の学生が本学を卒業するためには、4年以上在学し、別表第1-(2)に定めるところにより124単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第42条 前条の規定により所定の単位数を修得した者には、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより看護学部看護学科にあつては学士(看護学)の学位を、こども教育学部幼児教育学科にあつては学士(教育学)の学位を授与する。

(教育職員免許状の取得)

第43条 こども教育学部で取得できる教育職員免許状は幼稚園教諭一種免許状とする。

2 看護学部で取得できる教育職員免許状は養護教諭一種免許状とする。

3 前二項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

4 教育職員免許状の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(保育士の資格取得)

第44条 保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 保育士の資格取得に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 科目等履修生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

- 第45条 学長は、本学において特定の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として許可することができる。
- 2 前項の規定により授業科目を履修した者には、単位を与えることができる。
 - 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

- 第46条 学長は、他の大学等との協議に基づき、当該他の大学等の学生に特別聴講学生として許可し、本学の授業科目を履修させることができる。
- 2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

第8章 授業料等

(授業料等の金額)

- 第47条 本学の検定料、入学金及び授業料等は、看護学部看護学科にあつては別表第2-(1)、こども教育学部幼児教育学科にあつては別表第2-(2)のとおりとする。

(授業料等の納付)

- 第48条 授業料等は、本学が指定する期日までに納付しなければならない。
- 2 やむを得ない事由のため授業料等の納付が困難になった者については、願い出により納付期日を延長、又は分納を許可することがある。
 - 3 授業料等の納付に関して必要な事項は、別に定める。

第9章 表彰及び懲戒

(表彰)

- 第49条 学生として表彰に値する行為があつた者は、学長が表彰する。

(懲戒)

- 第50条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて、出席が正常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、修業年限及び在学年限に算入する。ただし、停学の期間が1か月を超えると
きは、修業年限に算入しないものとする。
- 5 懲戒の手続きについて必要な事項は、別に定める。

第10章 厚生施設

(保健室及び厚生施設)

第51条 本学に保健室その他の厚生施設を設ける。

第11章 公開講座等

(公開講座等)

第52条 本学においては、社会人の教養を高め、文化の向上に資するとともに、開かれた大学として地域社会に貢献することを目的として、公開講座その他大学開放関連の事業（以下「公開講座等」という。）を行うことができる。

2 公開講座等に関して必要な事項は、別に定める。

(共同研究及び受託研究)

第54条 本学の学術研究の水準向上及び地域社会に貢献するため、共同研究及び受託研究を行うことができる。

2 共同研究及び受託研究に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日より施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、看護学部及びこども教育学部の「収容定員」は平成24年度から27年度までは、次表のとおりとする。

学部	学科	収容定員			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
看護学部	看護学科	80名	160名	240名	320名
こども教育学部	幼児教育学科	80名	160名	240名	320名
計		160名	320名	480名	640名

附 則

この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程改正後の第7条から第60条までの規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

第49条及び別表2-(1)、(2)の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附則

第36条及び別表第1-(2)の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附則

別表第1-(1)、(2)の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附則

別表第1-(1)、(2)の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附則

別表第1-(1)及び別表第1-(2)の改正は、令和7年4月1日から施行する。

附則

第2章から第13章までの章題、第2条、第4条から第6条まで、第12条、第13条、第15条、第18条、第20条から第60条まで、別表第1-(1)、別表第1-(2)、別表第2-(1)及び別表第2-(2)の改正は、令和8年4月1日から施行する。

(別表第1 - (1)) 授業科目及び単位数 (第31条関係)
(看護学部看護学科)

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			時間単位数	授業形態	履修方法及び卒業要件	科目区分	授業科目	配当年次	単位数			時間単位数	授業形態	履修方法及び卒業要件	
			必修	選択	自由							必修	選択	自由				
教養科目	大学で学ぶとは(含建学の精神)	1前	1			15	講義	必修科目8単位と選択科目を合わせて20単位以上	成人看護学概論	2前	1			15	講義	必修科目75単位と選択科目を合わせて78単位以上		
	サイエンスA(考え方)	1前		2		15	講義		成人看護学方法論I	2前	2			15	講義			
	サイエンスB(観察)	1後		2		15	演習		成人看護学方法論II	2後	2			15	講義			
	数理・データサイエンス・AI I(リテラシー)	1前	2			30	講義		成人看護学方法論III	3通	1			30	演習			
	数理・データサイエンス・AI II(応用基礎)	1後		2		30	講義		成人看護学実習・慢性期	3後	3			45	実習			
	生物と環境	1後		2		30	講義		成人看護学実習・急性期	4前	3			45	実習			
	生命と科学	1前		2		15	講義		老年看護学概論	1後	2			15	講義			
	知的探求入門	1通		2		15	演習		老年看護学方法論I	2前	1			30	演習			
	哲学	1前		2		15	講義		老年看護学方法論II	3前	1			30	演習			
	心理学	1前		2		15	講義		老年看護学実習I	2後	1			45	実習			
	倫理学	1後		2		15	講義		老年看護学実習II	3後	2			45	実習			
	コミュニケーション論	1前	2			15	講義		小児看護学概論	2前	2			15	講義			
	ジェンダー論	1後		2		15	講義		小児看護学方法論I	2後	1			30	演習			
	障がい論	1前		2		15	講義		小児看護学方法論II	3前	1			30	演習			
	芸術論	1前		2		15	講義		小児看護学実習I	2後	1			45	実習			
	比較文化論	1後		2		15	講義		小児看護学実習II	4前	1			45	実習			
	造形表現	1前		2		15	講義		母性看護学概論	1後	2			15	講義			
	教養音楽	1前		2		15	講義		母性看護学方法論I	2前	1			30	演習			
	法学(含日本国憲法)	1後		2		15	講義		母性看護学方法論II	3前	1			30	演習			
	文学	1後		2		15	講義		母性看護学実習	3後	2			45	実習			
	レポート・文章作成法	1前		1		30	演習		精神看護学概論	2前	1			15	講義			
	健康・スポーツA	1前		2		15	講義		精神看護学方法論I	2後	2			15	講義			
	健康・スポーツB	1前	1			30	実技		精神看護学方法論II	3前	1			30	演習			
	英語A(基礎)	1前		2		15	演習		精神看護学実習	3後	2			45	実習			
	英語B(看護英会話)	1後		2		15	演習		家族看護論	2前	1			15	講義			
	英語C(TOEIC・TOEFL等資格取得)	1前		2		15	演習		リハビリテーション看護論	3前	1			15	講義			
	社会と市民生活	1前		2		15	講義		公衆衛生看護学概論	2前	2			15	講義			
	キャリアデザイン入門	1後		2		15	講義		健康生活支援論I	3前	2			15	講義			
	現代社会の諸相	1後		2		15	講義		健康生活支援論II	3後	2			15	講義			
	教養科目 計			8		47				公衆衛生看護学活動論	3通		2		30		演習	
	教養科目 卒業要件			8		12				産業保健活動論	3前		1		15		講義	
									20	学校保健論	3前		2		15		講義	
専門基礎分野	人体の構造と機能I	1前		2		15	講義	公衆衛生看護学技術演習	4通		2		30	演習				
	人体の構造と機能II	1前		2		15	講義	公衆衛生看護学管理論	4前		1		15	講義				
	人体の構造と機能III	1後		2		15	講義	公衆衛生看護学実習I	3後		1		45	実習				
	病理学	1後		2		15	講義	公衆衛生看護学実習II	4後		4		45	実習				
	精神保健論	1後		2		15	講義	がん看護	3前		1		15	講義				
	栄養生化学	1前		2		15	講義	国際看護論	3後		1		15	講義				
	微生物学	1前		2		15	講義	災害看護学	4後		1		15	講義				
	臨床薬理学	2後		2		15	講義	科学の進歩と看護	4後		1		15	講義				
	症候論I	2前		2		15	講義	看護実践と倫理	4前		1		15	講義				
	症候論II	2前		2		15	講義	看護管理学	3前		2		15	講義				
	症候論III	2後		2		15	講義	看護情報学	2前		1		15	講義				
	公衆衛生学	1前		2		15	講義	多職種連携論	3前		1		15	講義				
	保健統計学	2後		2		15	講義	医療安全学	3前		1		15	講義				
	疫学	2後		2		15	講義	看護教育学	4後		1		15	講義				
	保健医療福祉行政論I	1後		2		15	講義	感染看護学	2後		1		15	講義				
	保健医療福祉行政論II	4後		2		15	講義	看護研究	3前		2		15	講義				
	専門基礎分野 計			28		4			研究ゼミナール	4通		2		30	演習			
	専門基礎分野 卒業要件			28				28	統合実習	4前		2		45	実習			
	専門分野	看護学原論	1前		2		15	講義	専門科目 卒業要件			75	3			78		
		対象論	1前		2		15	講義	卒業要件単位数			111	15			126		
看護学援助論		1前		2		15	講義	養護概説	2後		2		15	講義				
ケア場面展開論		1後		1		15	講義	健康相談活動及び方法	3前		2		15	演習				
看護援助技術論I		1後		1		30	演習	教職概論(養護教諭)	2前		2		15	講義				
看護援助技術論II		2前		1		30	演習	教育原理(養護教諭)	1後		2		15	講義				
看護過程展開論I		1後		1		15	講義	発達心理学(養護教諭)	1後		2		15	講義				
看護過程展開論II		2前		1		30	演習	教育社会学(養護教諭)	2後		2		15	講義				
基礎看護学実習I		1後		1		45	実習	教育課程と指導計画(養護教諭)	2後		2		15	講義				
基礎看護学実習II		2後		2		45	実習	道徳教育と特別活動・総合的な学習の理論と方法	2前		2		15	講義				
地域・在宅看護論		1後		2		15	講義	教育相談(養護教諭)	2前		2		15	講義				
地域・在宅看護方法論I		2後		2		15	講義	生徒指導の理論と実際	3前		2		15	講義				
地域・在宅看護方法論II		3前		2		15	講義	特別支援教育論	3前		2		15	講義				
地域包括ケア実習		2後		1		45	実習	教育方法論	3前		2		15	講義				
地域・在宅看護実習		4前		2		45	実習	教職実践演習(養護教諭)	4通		2		15	演習				
							養護実習	4通			5		45	実習				

(別表第1-(2)) 授業科目及び単位数(第31条関係)

(こども教育学部幼児教育学科)

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			1単位時間数	授業形態	履修方法及び卒業要件
			必修	選択	自由			
教養科目	大学で学ぶとは(含建学の精神)	1前	1			15	講義	必修科目4単位と選択科目を合わせて20単位以上
	サイエンスA(考え方)	1前		2		15	講義	
	サイエンスB(観察)	1後		2		15	演習	
	数理・データサイエンス・AI I(リテラシー)	1前	2			15	講義	
	数理・データサイエンス・AI II(応用基礎)	1後		2		15	講義	
	生物と環境	1後		2		15	講義	
	生命と科学	1前		2		15	講義	
	知的探求入門	1通		2		15	演習	
	哲学	1前		2		15	講義	
	心理学	1前		2		15	講義	
	倫理学	1後		2		15	講義	
	コミュニケーション論	1前		2		15	講義	
	ジェンダー論	1後		2		15	講義	
	障がい論	1前		2		15	講義	
	芸術論	1前		2		15	講義	
	比較文化論	1後		2		15	講義	
	造形表現	1前		2		15	講義	
	教養音楽	1前		2		15	講義	
	法学(含日本国憲法)	1後		2		15	講義	
	文学	1後		2		15	講義	
レポート・文章作成法	1前	1			30	演習		
健康・スポーツA	1前		2		15	講義		
健康・スポーツB	1前		1		30	実技		
英語A(基礎)	1前		2		15	演習		
英語B(看護英会話)(保育英語)	1後		2		15	演習		
英語C(TOEIC・TOEFL等資格取得)	1前		2		15	演習		
社会と市民生活	1前		2		15	講義		
キャリアデザイン入門	1後		2		15	講義		
現代社会の諸相	1後		2		15	講義		
教養科目計			4	51				
養教科目 卒業要件			4	16			20	
専門科目	教職論(保育者論を含む)	2	2			15	講義	必修科目34単位と選択科目を合わせて104単位以上
	教育・保育史	3後		2		15	講義	
	教育・保育制度(教育社会学)	3		2		15	講義	
	教育原理	1	2			15	講義	
	道德教育の理論と方法	3-4年		2		15	講義	
	障がい児保育	2		2		15	演習	
	乳児保育I	2		2		15	講義	
	乳児保育II	2		2		15	演習	
	保育原理I	1	2			15	講義	
	保育原理II(現状と課題)	3-4年		2		15	講義	
	教育課程の意義と編成(保育課程の意義と編成を含む)	2		2		15	講義	
	教職・保育実践演習	4後		2		15	演習	
	統合保育論	3-4年		2		15	講義	
	幼児教育実地研究	1	2			15	演習	
	基礎ゼミナール	1通		2		15	演習	
	保育内容総論	1	2			15	演習	
	保育内容の指導法(健康・環境)I	2後		2		15	演習	
	保育内容の指導法(人間関係・言葉)I	2後		2		15	演習	
	保育内容の指導法(表現)I	2後		2		15	演習	
	保育内容の指導法(健康・環境)II	3前		2		15	演習	
保育内容の指導法(人間関係・言葉)II	3前		2		15	演習		
保育内容の指導法(表現)II	3前		2		15	演習		
「健康」	2前		1		15	講義		
「人間関係」	2前		1		15	講義		
「環境」	2前		1		15	講義		
「言葉」	2前		1		15	講義		
「表現」	2前		1		15	講義		
教育の方法と技術	3		2		15	講義		
教材研究A(造形)	3		2		15	講義		
教材研究B(音楽)	3		2		15	講義		
教材研究C(運動)	3		2		15	講義		
教材研究D(児童文化)	3		2		15	演習		
教材研究E(遊び文化)	3		2		15	講義		

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			1単位時間数	授業形態	履修方法及び卒業要件
			必修	選択	自由			
専門科目	発達心理学	1	2			15	講義	必修科目34単位と選択科目を合わせて104単位以上
	保育の心理学	2		2		15	講義	
	道徳性の発達	3-4年		2		15	講義	
	子どもの心理療法	3-4年		2		15	講義	
	臨床心理	3-4年		2		15	講義	
	子どもの理解と援助	2		2		15	演習	
	幼児理解の理論及び方法(教育相談の理論及び方法を含む。)	2		2		15	演習	
	社会福祉	2		2		15	講義	
	子ども家庭支援論	3		2		15	講義	
	社会的養護I	2		2		15	講義	
	社会的養護II	3		2		15	演習	
	子ども家庭福祉	2		2		15	講義	
	特別支援教育概論	3-4年		2		15	演習	
	社会教育論	3-4年		2		15	講義	
	子育て支援論A(幼稚園)	3-4年		2		15	講義	
	子育て支援論B(保育)	3-4年		2		15	演習	
	子どもの保健	1後	2			15	講義	
	病児・病後児保育	3-4年		2		15	講義	
	子どもの障がい論	3-4年		2		15	講義	
	子どもの食と栄養	2後		2		15	演習	
子どもの健康と安全	2		2		15	演習		
体育I	2		2		15	演習		
体育II	3		2		15	演習		
健康教育学	3-4年		2		15	演習		
食育保育論	3-4年		2		15	講義		
母子保健演習	3-4年		2		15	演習		
音楽I	1後	2			15	演習		
音楽II	3前		2		15	演習		
図画工作I	2		2		15	演習		
図画工作II	3		2		15	演習		
音楽基礎	1前	2			15	演習		
器楽I	2前	1			30	演習		
器楽II	2後	1			30	演習		
器楽III(中級)	3後		2		15	演習		
器楽IV(上級)	4		2		15	演習		
卒業研究	4通	4			30	演習		
卒業研究ゼミナール	3	2			15	演習		
幼稚園教育実習事前事後指導I	3前		1		15	演習		
幼稚園教育実習事前事後指導II	4前		1		15	演習		
幼稚園教育実習I	3前		2		45	実習		
幼稚園教育実習II	4前		2		45	実習		
保育実習事前事後指導IA(保育所)	2後		1		15	演習		
保育実習事前事後指導IB(施設)	3後		1		15	演習		
保育実習IA(保育所)	2後		2		45	実習		
保育実習IB(施設)	3後		2		45	実習		
保育実習事前事後指導II(保育所)	4前		1		15	演習		
保育実習事前事後指導III(施設)	4前		1		15	演習		
保育実習II(保育所)	4前		2		45	実習		
保育実習III(施設)	4前		2		45	実習		
専門科目計			34	119				
専門科目卒業要件			34	70			104	
卒業要件単位数			38	86			124	

(別表第2-(1)) 検定料、入学金及び授業料等(第47条関係)

<看護学部看護学科>

区分	金額
検定料	35,000円
入学金	300,000円
授業料	1,020,000円
施設設備費	300,000円
学生厚生費	48,000円
実習演習費	200,000円

注) ただし、授業料のほか、施設設備費、学生厚生費、実習演習費は2、3、4年次においても、納入するものとする。

(別表第2-(2)) 検定料、入学金及び授業料等(第47条関係)

<こども教育学部幼児教育学科>

区分	金額
検定料	35,000円
入学金	300,000円
授業料	700,000円
施設設備費	300,000円
学生厚生費	48,000円
実習演習費	100,000円

注) ただし、授業料のほか、施設設備費、学生厚生費、実習演習費は2、3、4年次においても、納入するものとする。